要

# 南生駒6月号 

平成24年に入り，現在にいたるまで空き巣被害が当交番管内の住宅街で多発傾向にあります。



○ 偽追バスボートで入国したり，在留期間を超えて日本に滞在する不法滞在者 や，偽造結婚等により在留資格を得る偽装滞在者などが後を絶ちません。
○近年，悪質な不法滞在者がグルーブ化し，暴力団などの犯罪組織と共謀して犯罪を犯すケースが增えており，我が国の治安を喃かしています。
○来日外国人の犯罪は，都市部から地方へと拡散しており，奈良県も決して例外ではありません。

## 【事業所の皆様へお願い】

外国人の雇用する時は，必ず パスポート，外国人登録証明書等を見て在留資格や在留期限を よく確認してください。

平成24年7月9日から「新しい在留管理制度」が導入されるため，これ！ ：までの外国人登録証明書に変わり「「在留カード」が交付されます。

安全•安心な街づくりのため，不法滞在者不法就労者などの情報 を見聞きされた方は，迷わず110番，奈良県警察本部（0742－23－0110）生駒警察署（0743－74－0110）までご連絡ください。

## 

奈良県道路交通法の一部が改正されました。○携帯電話で通話などをしながら自転車を運転する行為の禁止
1 改正の趣旨
携帯電話や携帯音楽ブレーヤ一等を手で保持して通話やメールを送信したり，液晶画面を注視するなどして自転車を運転すれば，走行の安定を失い，かつ，注意散漫になるなど交通事故につながることからこの行為を禁止することとな りました。（ただしハンズフリー装固等を使用して手で保持しない場合，本件違反 とはなりません。）

則
5 万円以下の罪金（道路交通法台 120 条台項第 9 号），行政処分点数 な し

